

屋外広告物ガイドライン



宇治市

～令和6年4月改定～

屋外広告物について

屋外広告物とは

- ①常時または一定の期間継続して かつ
- ②屋外で かつ
- ③公衆に向かって表示されるもの で、

④看板、立看板、広告塔、広告板、幕広告、はり紙、はり札などをいいます。

また、表示内容については、営利的な商業広告だけでなく、営利を目的としない商標やシンボルマーク、写真などの一定のイメージを与えるものも含まれます。

屋外広告物の種類

- <種類> 広告塔 (屋上広告塔・一般広告塔)
軒下広告物 (壁面広告物・突き出し広告物)
屋上広告物 建植広告物 へい垣広告物 幕広告 など



禁止広告物

宇治市屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、どのような場合でも表示又は掲出してはならない禁止広告物を定めています。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件）

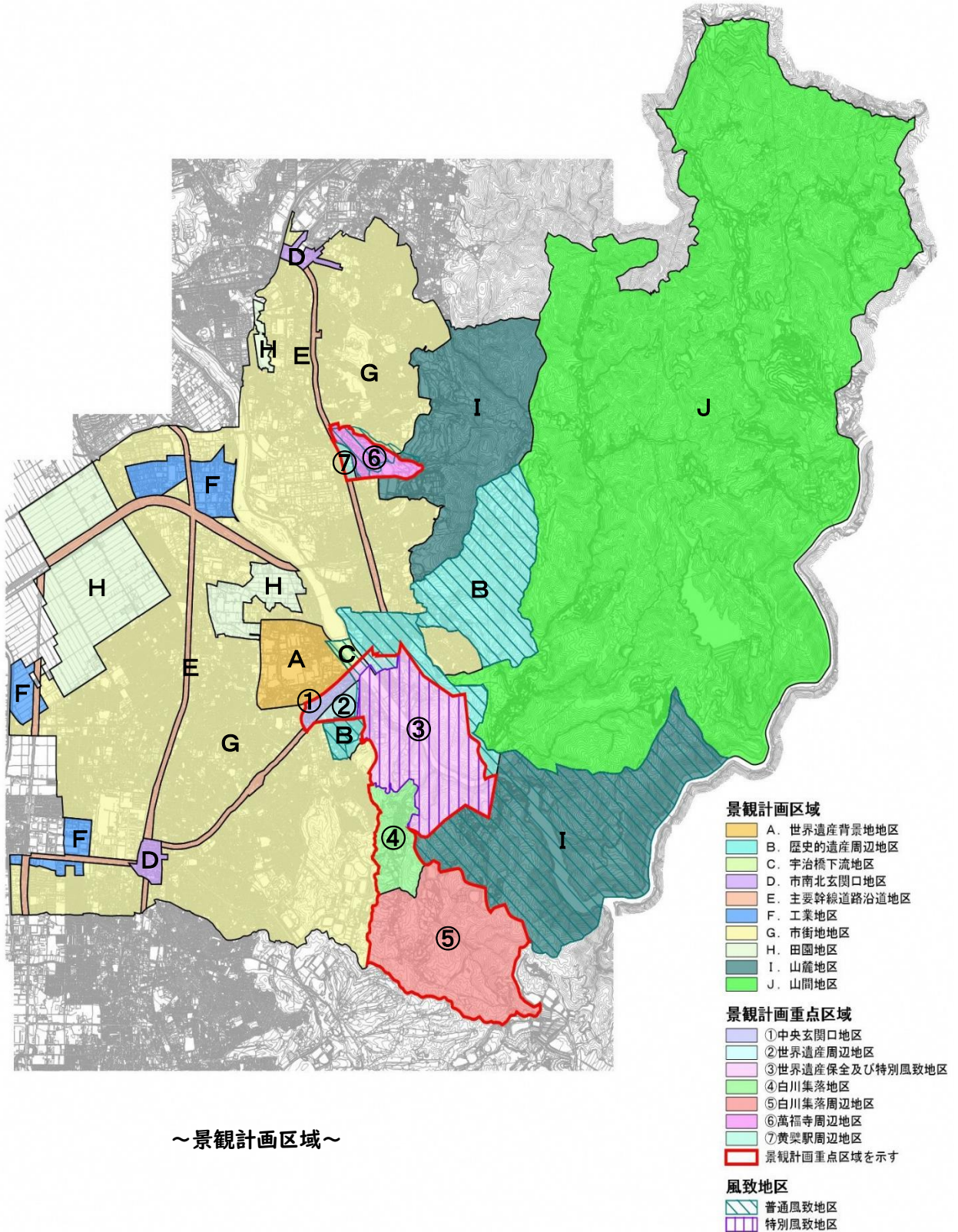
- 街路樹及び路傍樹
- 橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- 石垣及びよう壁の類
- 信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標及び駒止めの類並びに里程標の類
- 電柱及び街灯柱
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 景観重要建造物及び景観重要樹木
- 道路の路面

禁止地域（屋外広告物を掲出・設置できない地域）

- 生産緑地地区
- 特別風致地区、保安林
- 重要文化財（建造物）の境域、史跡・名勝・天然記念物の指定地域
- 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公会堂、公民館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 御陵、古墳、墓地並びにこれらの周囲 50mの区域並びに社寺、教会、火葬場及び葬祭場の建造物並びにその境域
- 都市公園の区域
- 市街化調整区域内の国道 1 号線、国道 24 号線及び市道小倉町 32 号線、小倉町 147 号線とその道路の区域から 200m以内の区域（国道 24 号安田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域を除く。）

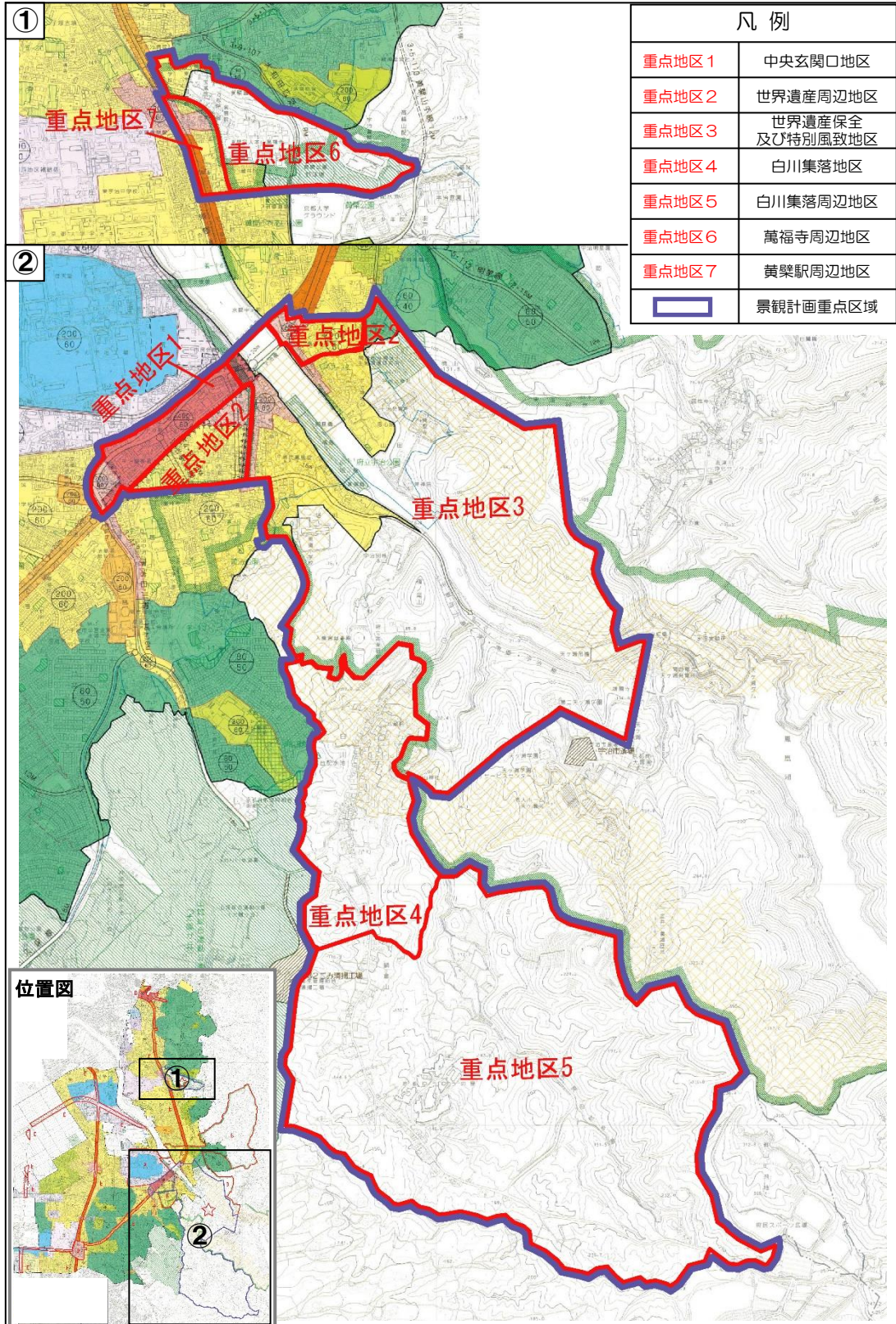
屋外広告物が規制される区域について

宇治市では、宇治市屋外広告物条例に基づき、市域全域の景観計画区域において屋外広告物の意匠、形態、色彩について制限をしています。



景観計画重点区域内の重点地区と景観形成道路

景観計画重点区域では、7つの重点地区と8つの景観形成道路の地区ごとに屋外広告物の意匠、形態、色彩について制限をしています。



～景観計画重点区域～

許可が必要な屋外広告物について

宇治市では、宇治市屋外広告物条例に基づき、市内全域において下記の屋外広告物を表示・掲出する場合は、許可が必要になります。

1. 自家用広告物

地 区	許可が必要となる屋外広告物
風致地区	・ 一辺の長さが2 mを超えるもの ・ 表示面積の合計が2 m ² を超えるもの
景観計画重点区域	・ 一辺の長さが2 mを超えるもの ・ 表示面積の合計が2 m ² を超えるもの
景観計画区域 (A～J地区)	・ 一辺の長さが5 mを超えるもの ・ 表示面積の合計が5 m ² を超えるもの

2. 管理用広告物

地 区	許可が必要となる屋外広告物
市域全域	・ 表示面積の合計が1 m ² を超えるもの

3. その他の広告物

地 区	許可が必要となる屋外広告物
市域全域	・ 表示面積の合計に関係なく全て必要です

4. 既存広告物の広告面変更時

地 区	許可が必要となる屋外広告物
市域全域	・ 大きさ、形状に変更が無い場合でも、改めて許可が必要です

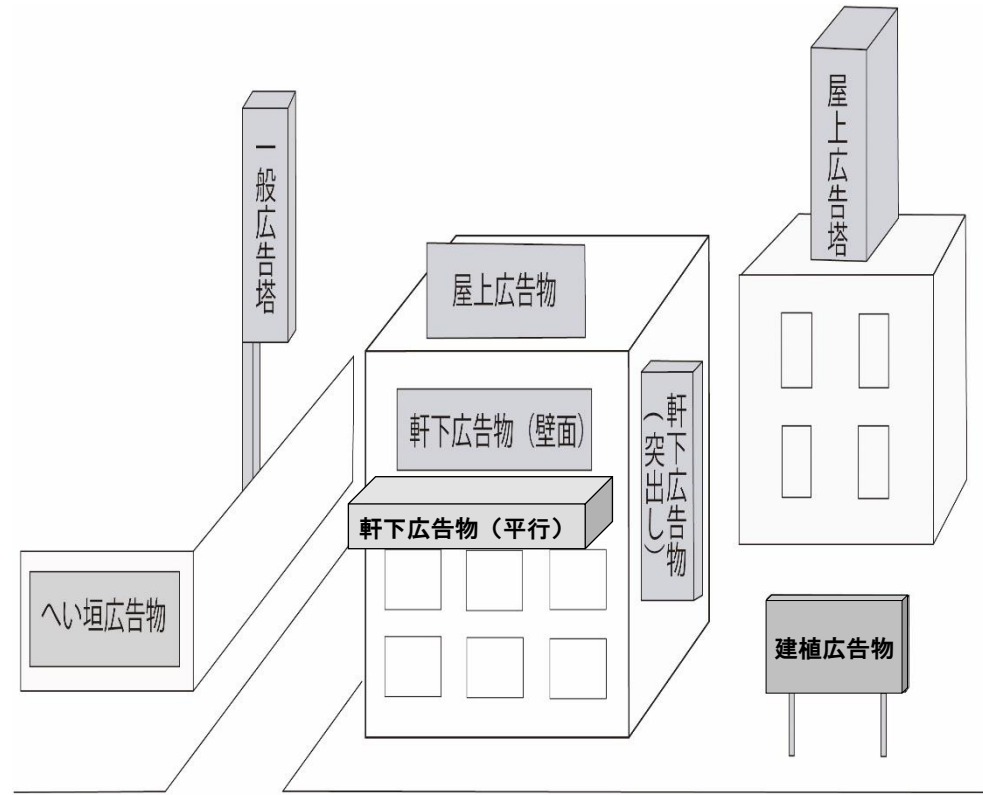
(注意) 許可を要しない規模の屋外広告物の設置基準

一定規模以下の自家用広告物又は管理用広告物は、許可が必要ありませんが、それらの屋外広告物についても基準に適合するものでなければ設置できません。

景観計画区域内（重点区域は除く）の広告物の許可基準について

宇治市では、市域全域において、屋外広告物等の面積や高さなどの基準を定めており、屋外広告物等を表示・掲出する場合は、基準を守る必要があります。

景観計画区域（A～J地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること（A～D,G～J）
- 過度に目立たない意匠及び形態とすること（E,F）
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにすること
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること（B,C,G,I）

【色彩】

- 自然景観等及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

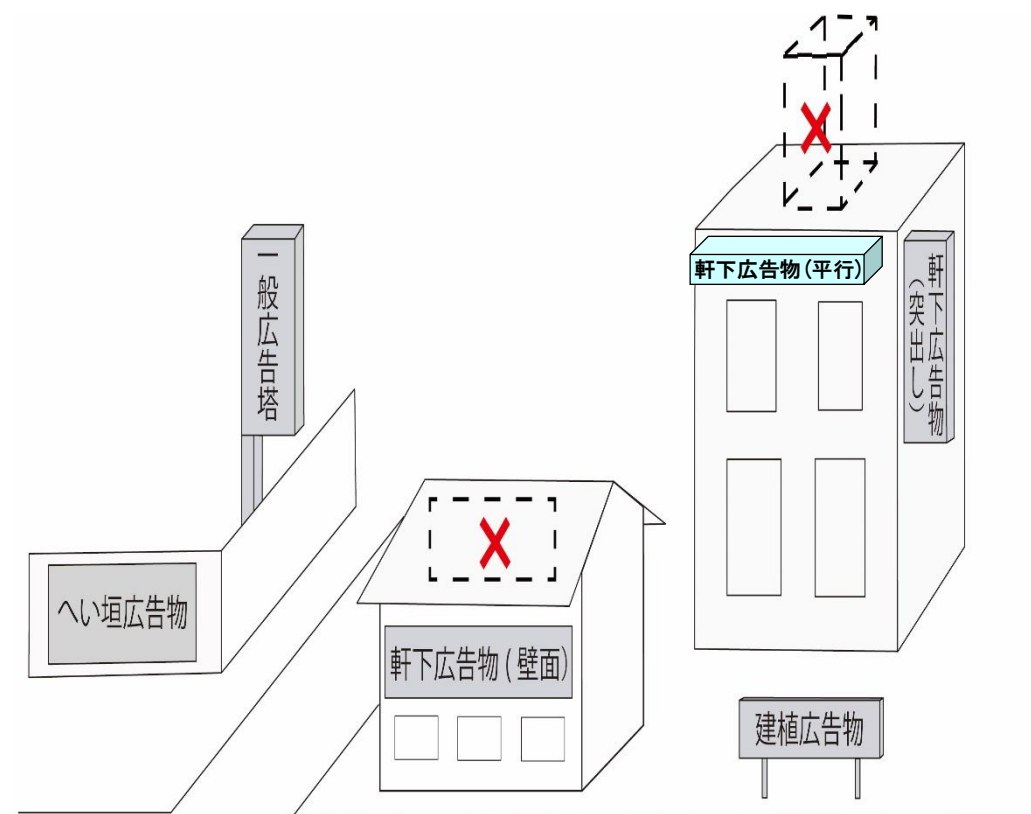
- 風致地区内は、映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと（B,C,G,I）

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり15㎡以下 かつ合計30㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔		地上から15m以下 (木造は10m以下)	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	設置壁面面積の1/4以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと（B,C,G,I）
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと
軒下広告物 (突出し)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下			同一壁面に同一内容は1個
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり15㎡以下 かつ合計30㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下 広告物の上端が大棟の高さをこえないこと		
建植広告物	30㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと（B,C,G,I）
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

景観計画重点区域内の広告物の許可基準について

宇治市では、宇治川周辺、白川地区、黄檗地区を景観計画重点区域に位置づけ、景観計画区域（A～J地区）よりきめ細かな屋外広告物等の面積や高さなどの基準を定めており、屋外広告物等を表示、掲出する場合は、重点地区及び景観形成道路沿いの基準を守ることがあります。

重点地区Ⅰ（中央玄関口地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等については、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等については、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと

【色彩】

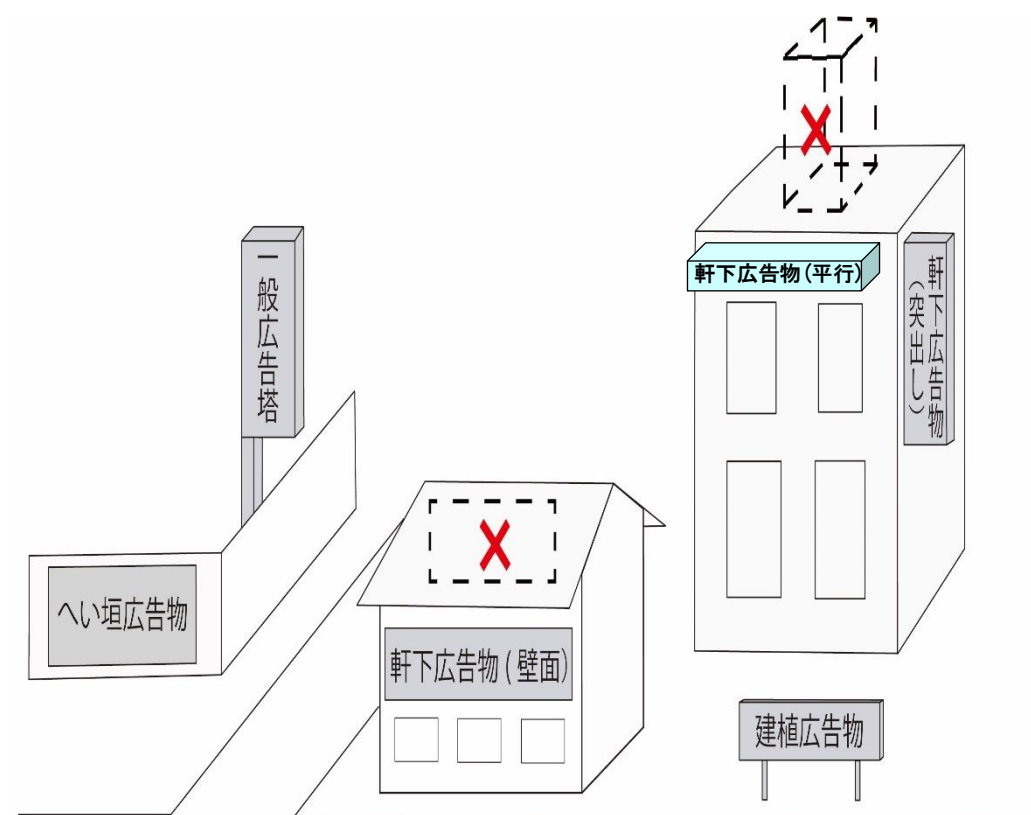
- 世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物（壁面）	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物（壁面と平行）	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			
軒下広告物（突出し）	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物（洋風屋根）	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物（和風屋根）		2m以下		
建植広告物	2.5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区2（世界遺産周辺地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること
- 特別風致地区内は、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

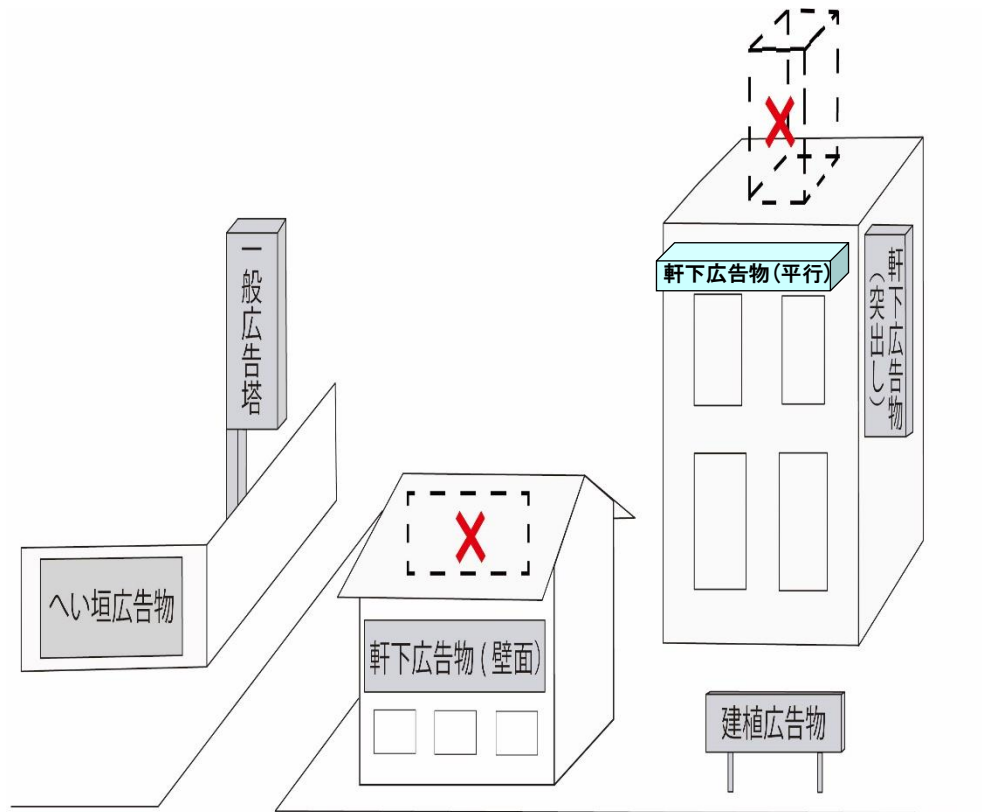
- 世界遺産、歴史的遺産、自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1.5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区3（世界遺産保全及び特別風致地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること
- 特別風致地区内は、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

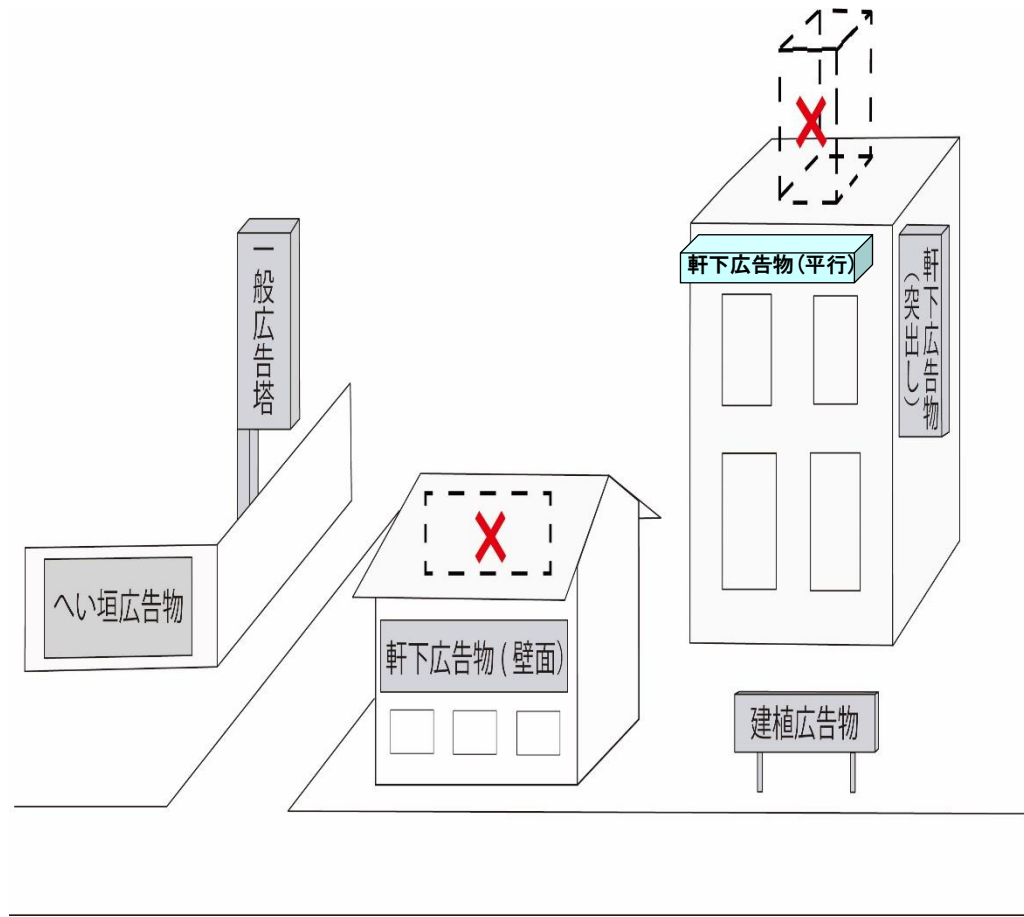
- 世界遺産、歴史的遺産、自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)		3m以下		鉄骨造その他これらに類する構造であること
屋上広告物 (和風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	2m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	屋根面に直描しないこと 鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区4（白川集落地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと

【色彩】

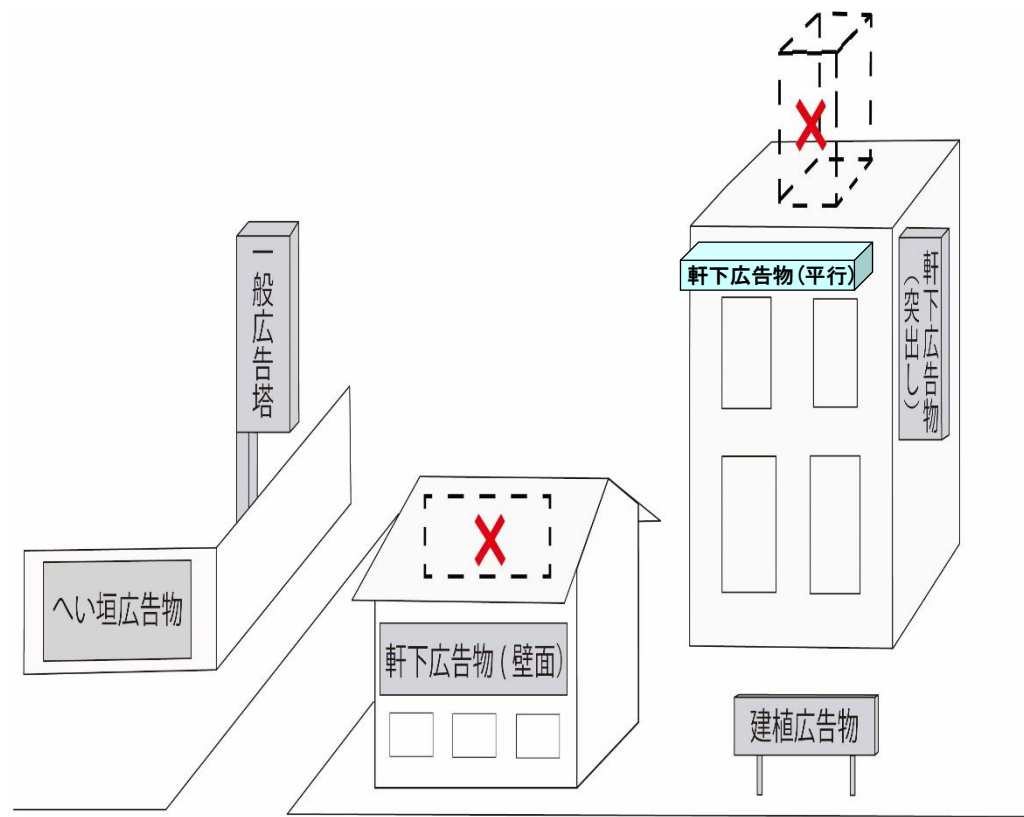
- 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 原則、自家用広告物等以外は設置しないこと。
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から3m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から3m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区5（白川集落周辺地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと

【色彩】

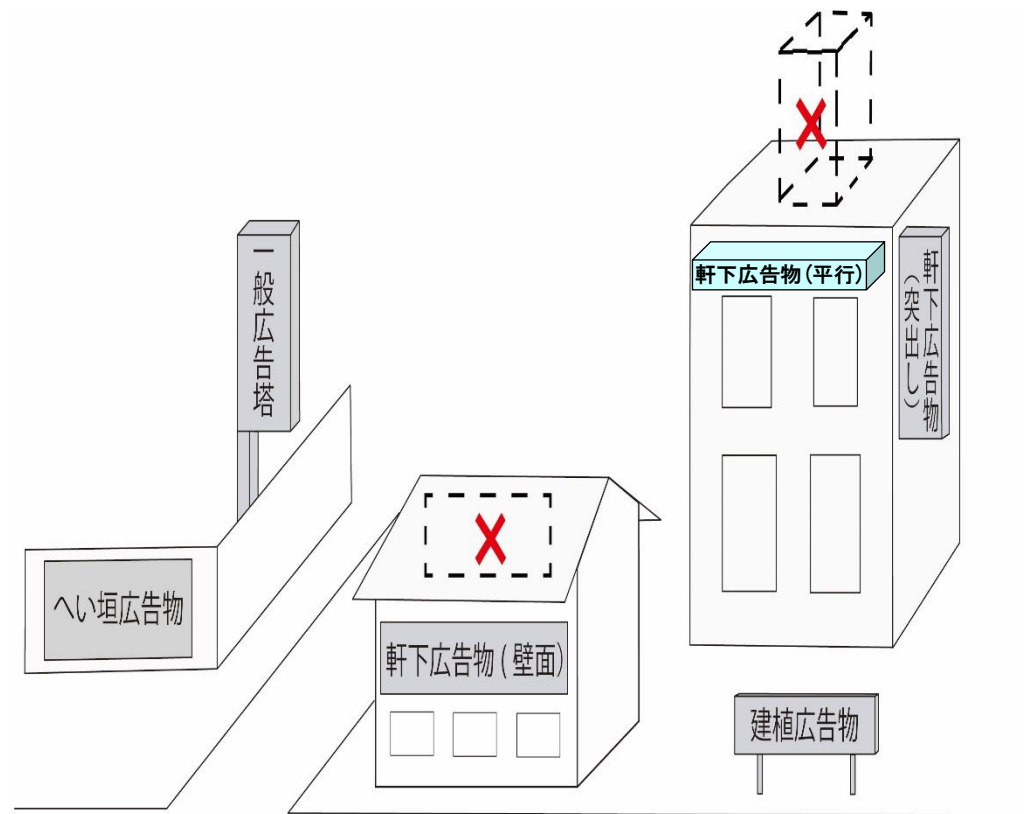
- 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	2.5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区6（萬福寺周辺地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から1.5m以下とすること

【色彩】

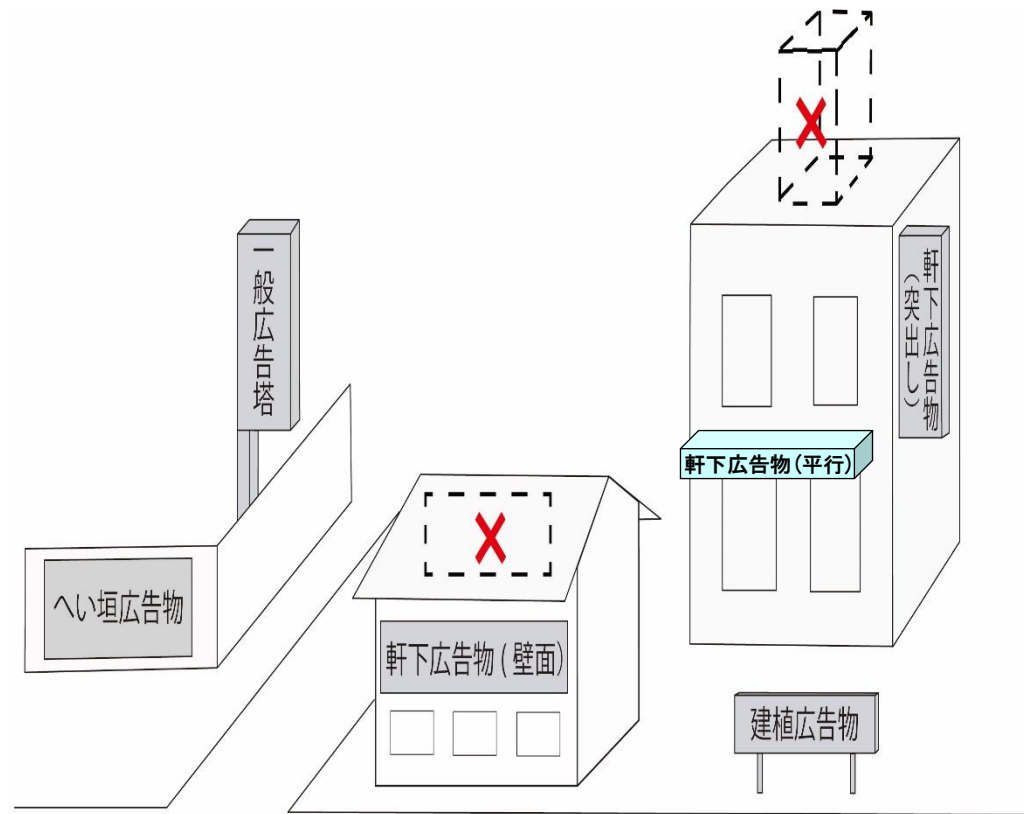
- 歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から3m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	2.5㎡以下	上端が地上から3m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計2.5㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

重点地区7（黄檗駅周辺地区）の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと

【色彩】

- 背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

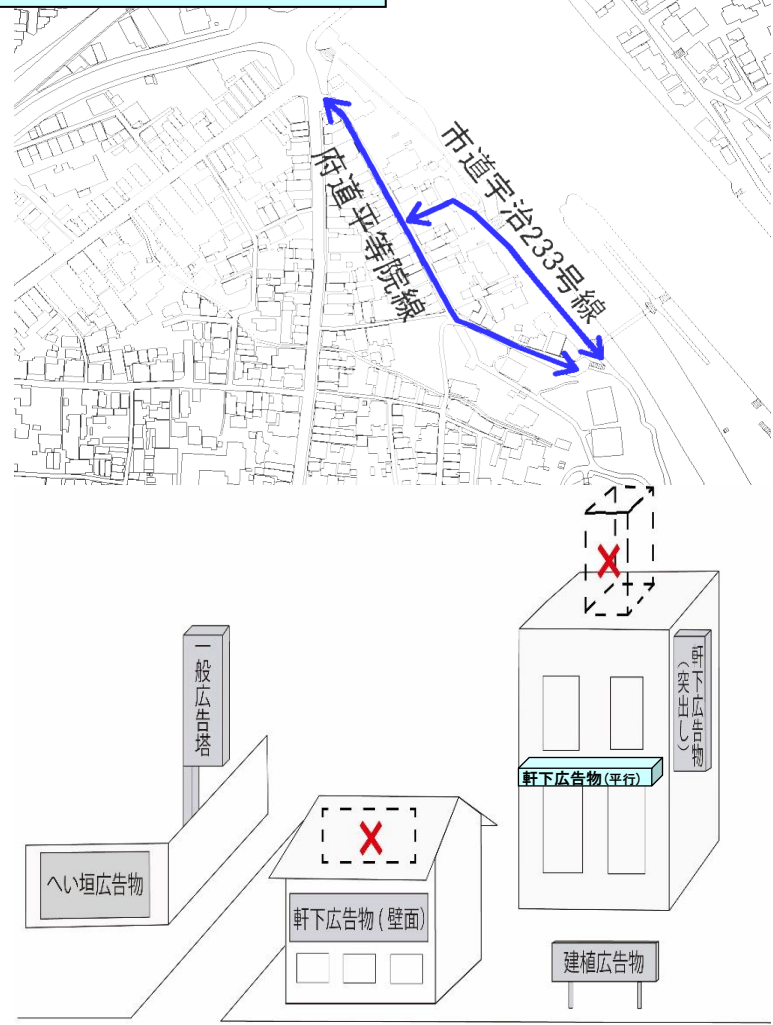
【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないもの 道路の交差点から20m以上 離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の 長さの長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下		壁面から1m以上 突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する 構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下	上端が地上から4m 以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計5㎡以下	上端の高さがへい垣の 高さをこえないこと		
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれ に準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下（長さ）	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

平等院表参道地区の基準

←→ 景観形成道路



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 特別風致地区内であり、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

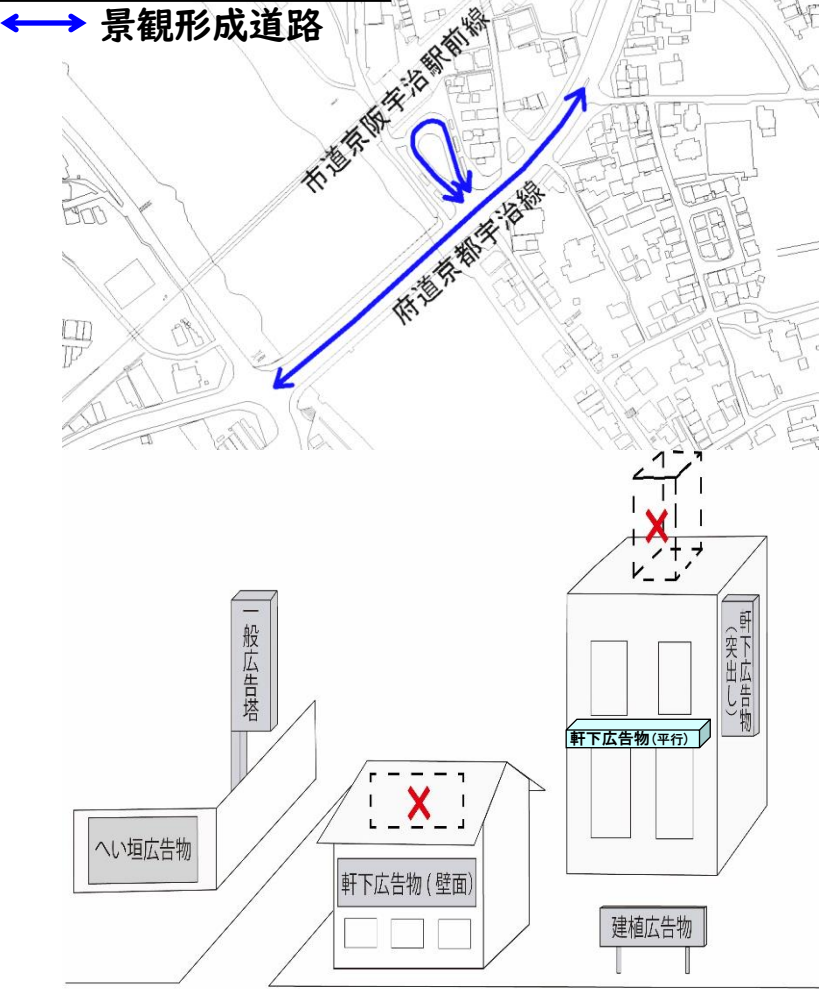
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から3m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から3m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

宇治橋東詰地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること
- 特別風致地区内は、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

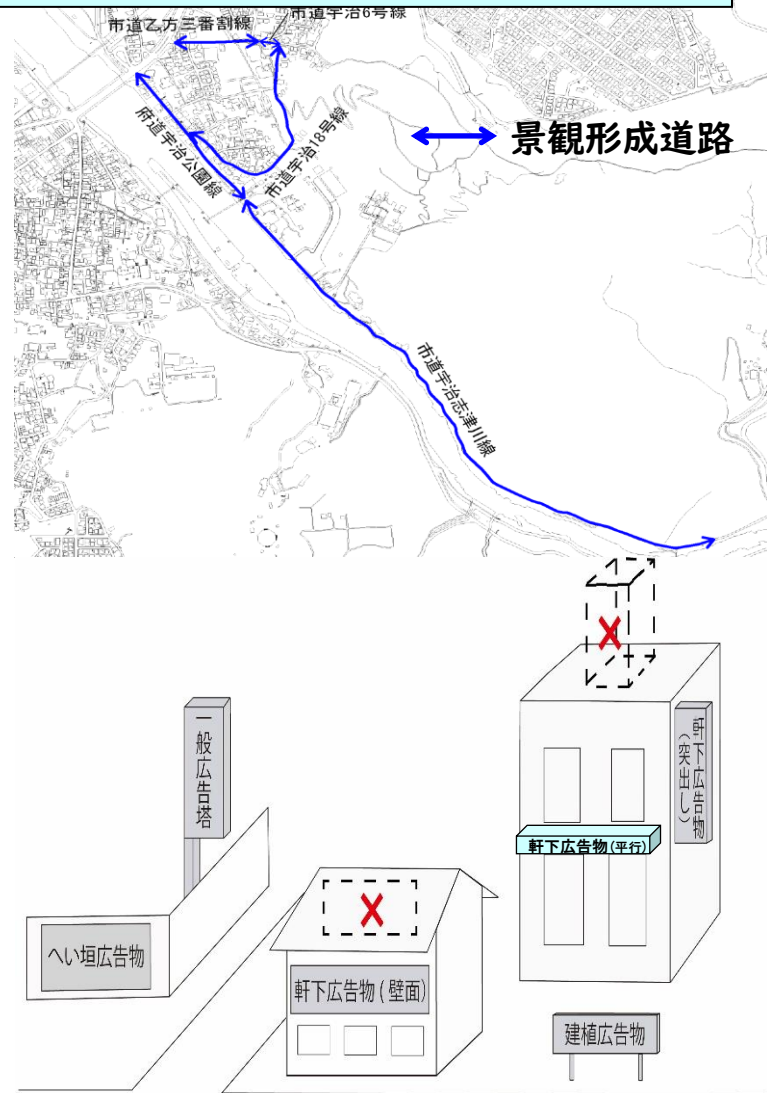
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下	地上から8m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

あさぎり通り、さわらびの道周辺地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること
- 特別風致地区内は、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

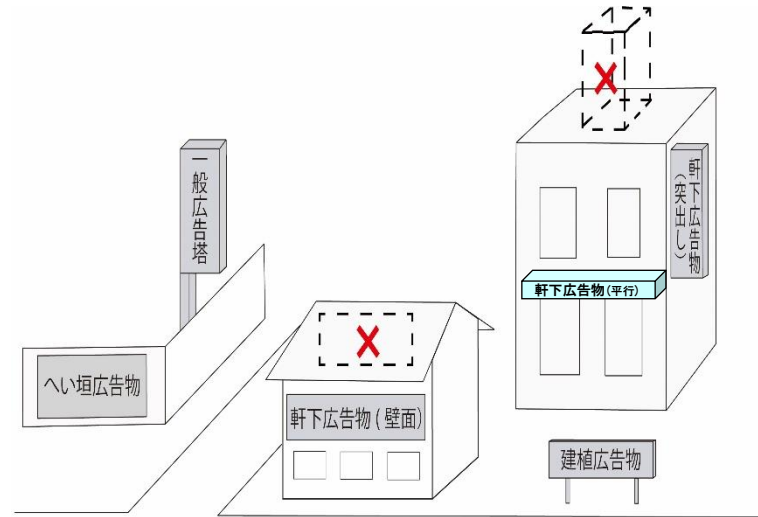
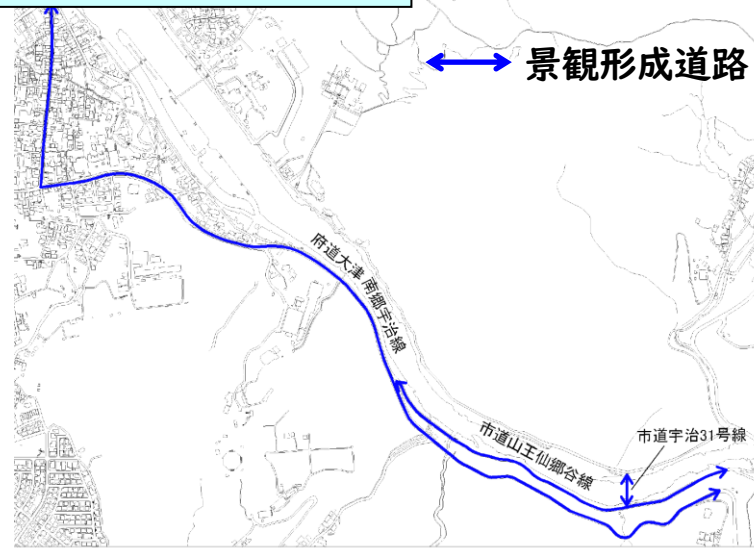
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する 構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から3m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上 離れた場所に設置
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方 向の長さをこえない こと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上 突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する 構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から3m 以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣 の高さをこえないこ と		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれ に準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

大津南郷宇治線地区の基準



種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 表示位置及び広告物等の高さを地上から10m以下とする

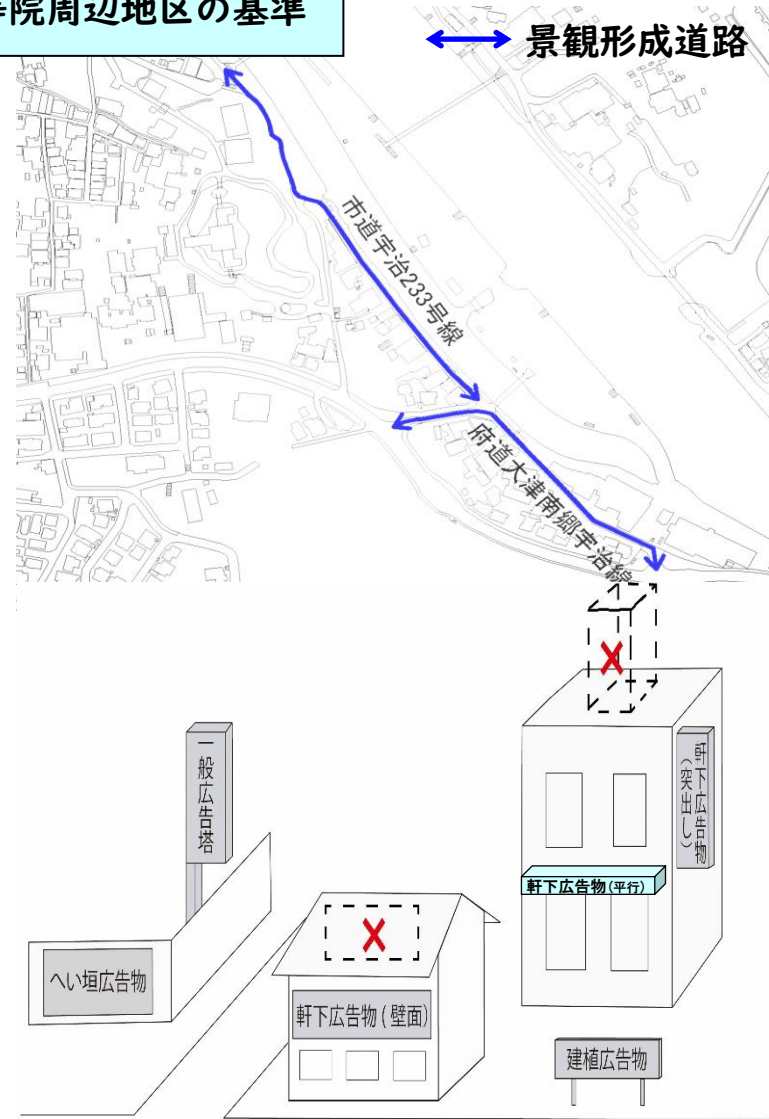
【色彩】

- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと(軽微なものは除く)
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

平等院周辺地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 特別風致地区内であり、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

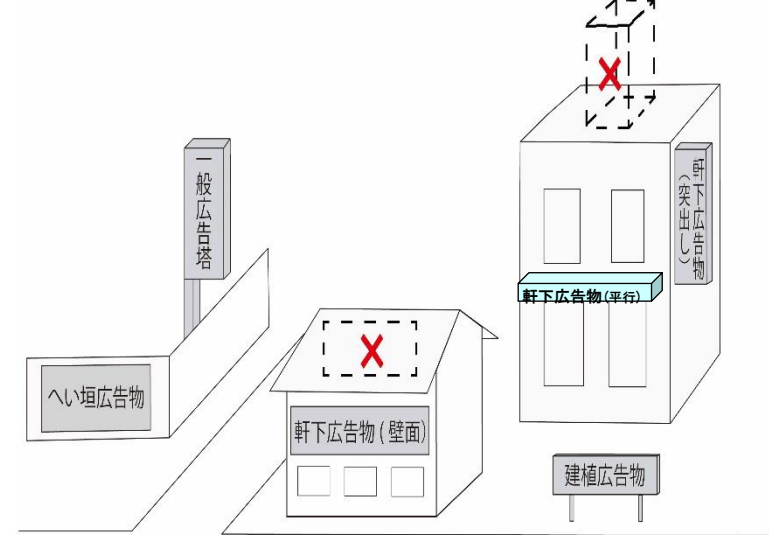
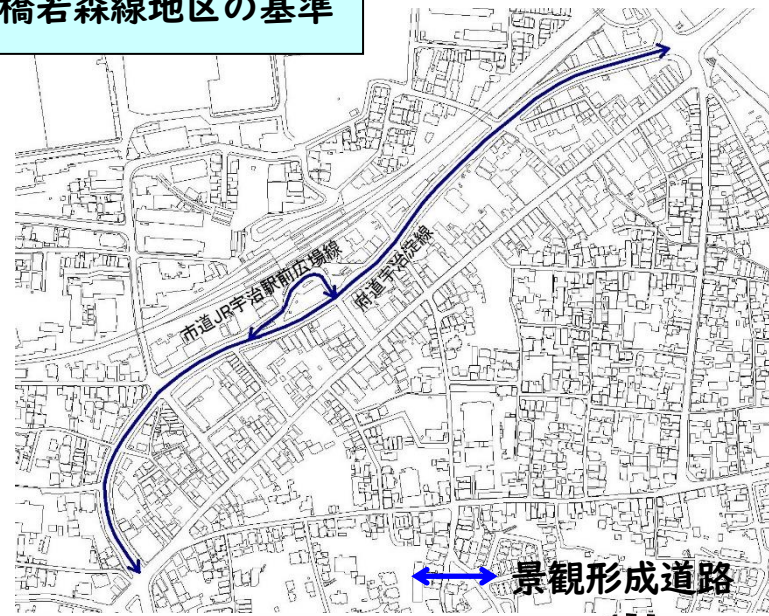
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する 構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から3m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上 離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方 向の長さをこえない こと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下		壁面から1m以上 突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する 構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から3m 以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣 の高さをこえないこ と		へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれ に準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

宇治橋若森線地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること

【色彩】

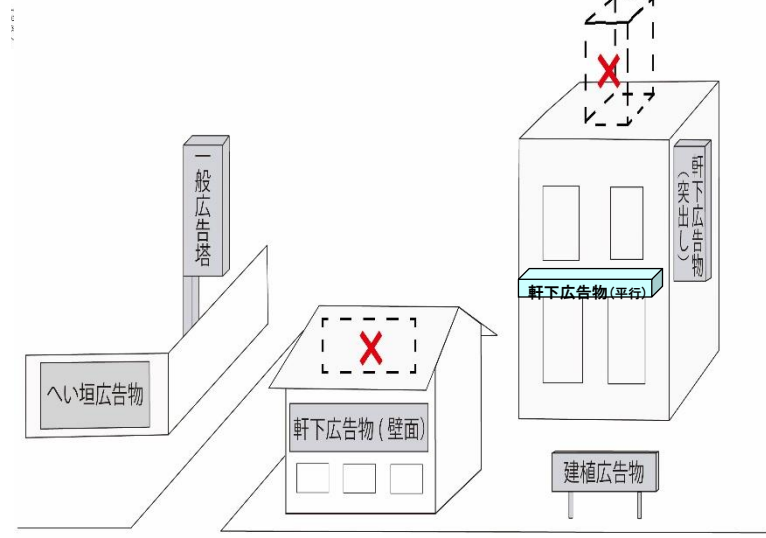
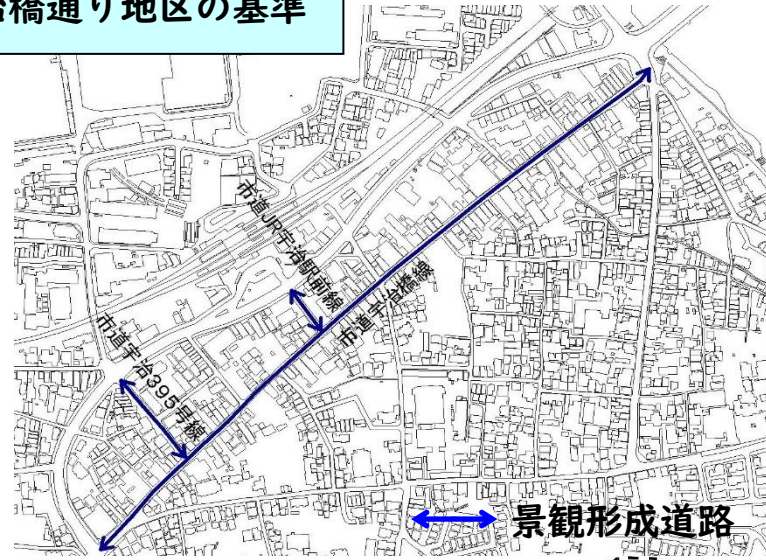
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	地上から8m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり2.5㎡以下 かつ合計5㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

宇治橋通り地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること
- 特別風致地区内は、高さを地上から10m以下とすること

【色彩】

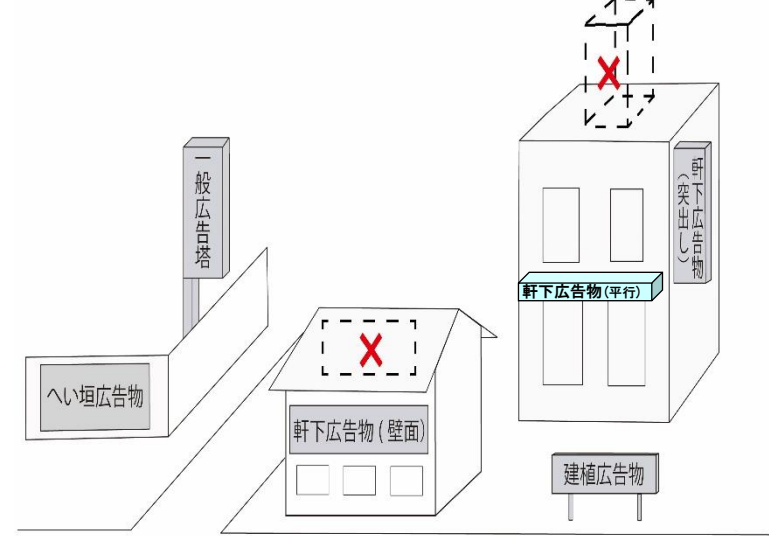
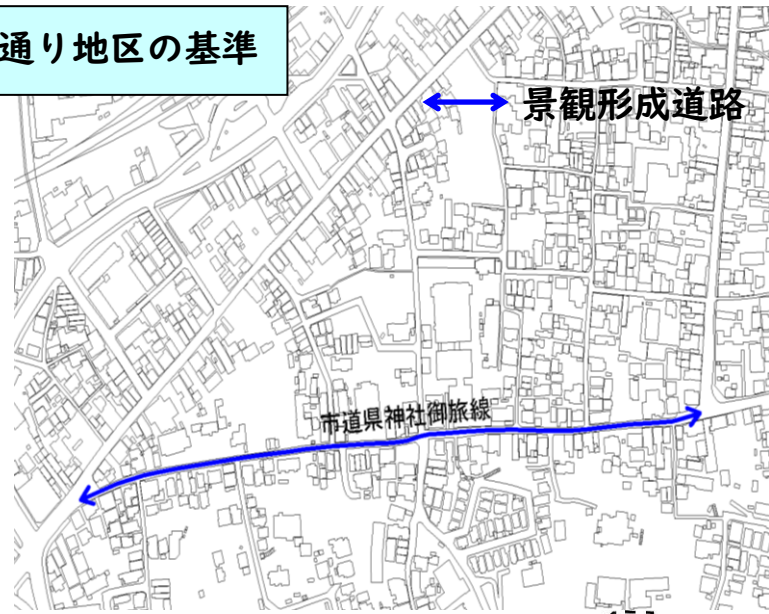
- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 特別風致地区内は、原則、自家用広告物等以外は設置しないこと
- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1.5㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと
アーチ広告		2m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
横断幕		1m以下		
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	幕は布地を用いること
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

本町通り地区の基準



【意匠】

- 周辺景観と調和した意匠とすること
- 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること
- 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設置する建築物等の各部の高さをこえないこと
- 普通風致地区内は、高さを地上から15m以下とすること

【色彩】

- 派手な色彩及びコントラストの強い色彩を避けること
- 彩度10より高い色彩としないこと（軽微なものは除く）
- 彩度6.5以下を基調とすること

【その他】

- 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと
- サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと
- 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと

種類	面積	高さ	幅	その他
屋上広告塔	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	設置建築物の高さの 1/3以下かつ5m以下	広告塔の高さの 1/3以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること
一般広告塔	1面当たり1㎡以下 かつ合計2㎡以下	地上から6m以下	高さの1/3以下	道路上に突き出さないこと 道路の交差点から20m以上離れた場所に設置すること
軒下広告物 (壁面)	道路に面する壁面 設置壁面面積の1/5以下 その他の壁面 設置壁面面積の1/10以下		設置壁面の同一方向の長さをこえないこと	道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個 風致地区内は、壁面に直描しないこと
軒下広告物 (壁面と平行)	設置壁面面積の1/4以下 かつ合計10㎡以下			道路上に突き出さないこと 同一壁面に同一内容は1個
軒下広告物 (突出し)	1面当たり1.5㎡以下 かつ合計3㎡以下		壁面から1m以上突き出さないこと	
屋上広告物 (洋風屋根)	1面当たり5㎡以下 かつ合計10㎡以下	3m以下	屋根幅の2/3以下 かつ10m以下	鉄骨造その他これらに類する構造であること 屋根面に直描しないこと
屋上広告物 (和風屋根)		2m以下		
建植広告物	1㎡以下	上端が地上から6m以下		著しい変形でないこと 上下2段以上でないこと
へい垣広告物	へい垣面の面積の1/2以下 かつ合計10㎡以下	上端の高さがへい垣の高さをこえないこと		風致地区内は、へい垣面に直描しないこと
アーチ広告 横断幕		2m以下 1m以下		設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること
幕広告		11m以下(長さ)	1.5m以下	
立看板		2m以下	1m以下	設置の期間は30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cmの脚を有すること
はり紙	1㎡以下	一辺1m以下		表示の期間は30日以内 著しい変形でないこと

色彩に関する基礎知識について

宇治市では、色彩を正確にかつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を〔色相（いろあい）〕〔明度（あかるさ）〕〔彩度（あざやかさ）〕という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

色相（いろあい）

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0～10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

明度（あかるさ）

明度は、あかるさの度合いを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

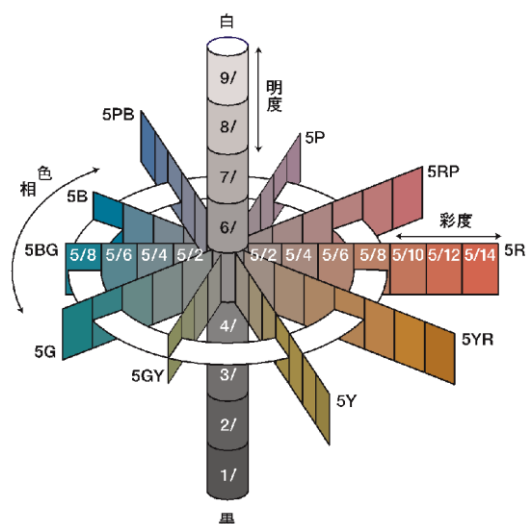
彩度（あざやかさ）

彩度は、あざやかさの度合いを0～16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、10YR8.5/1.5のように、色相、明度/彩度を組み合わせ、無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせ、表記します。

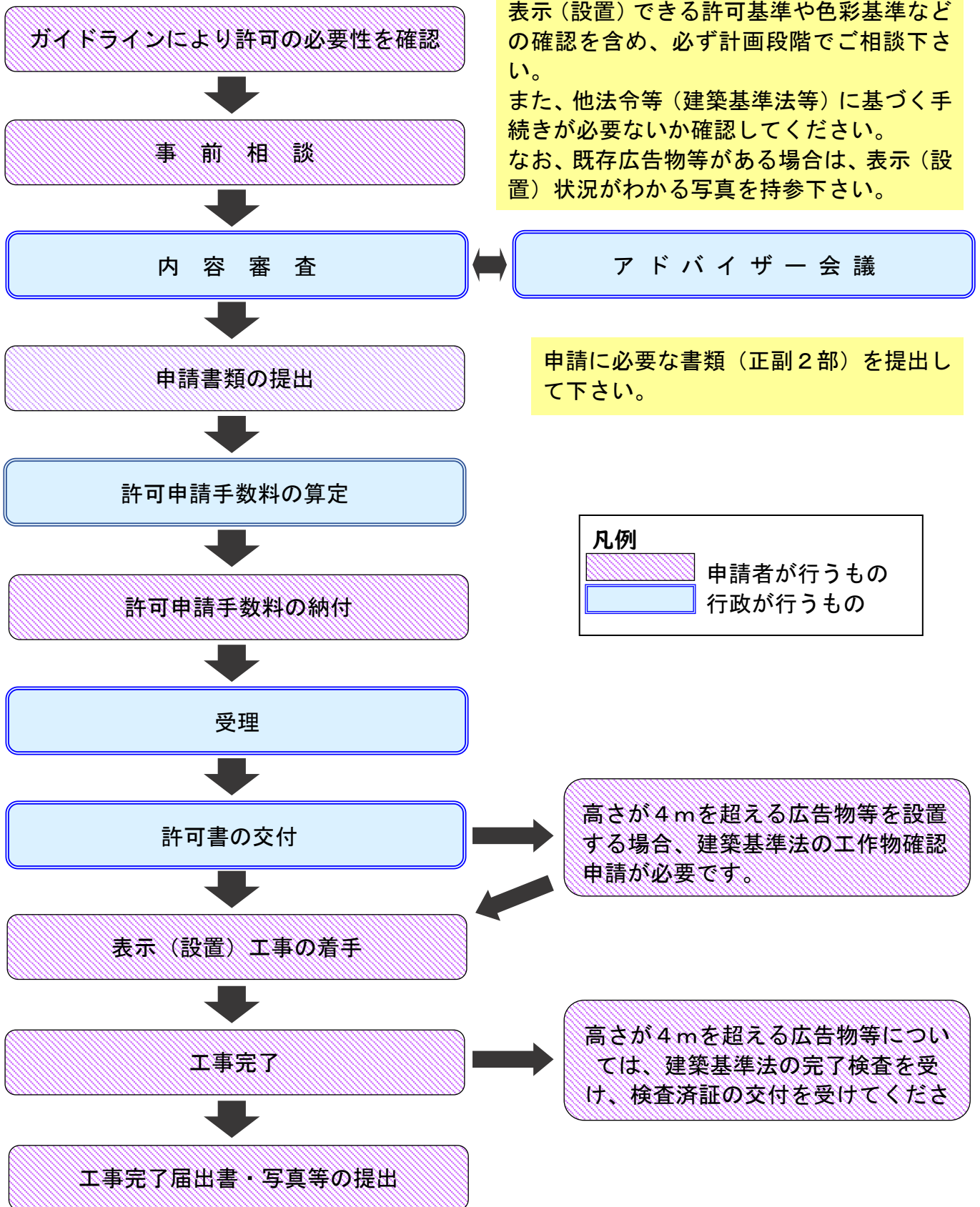
～マンセル表色系のしくみ～



～マンセル記号による色彩の表し方～



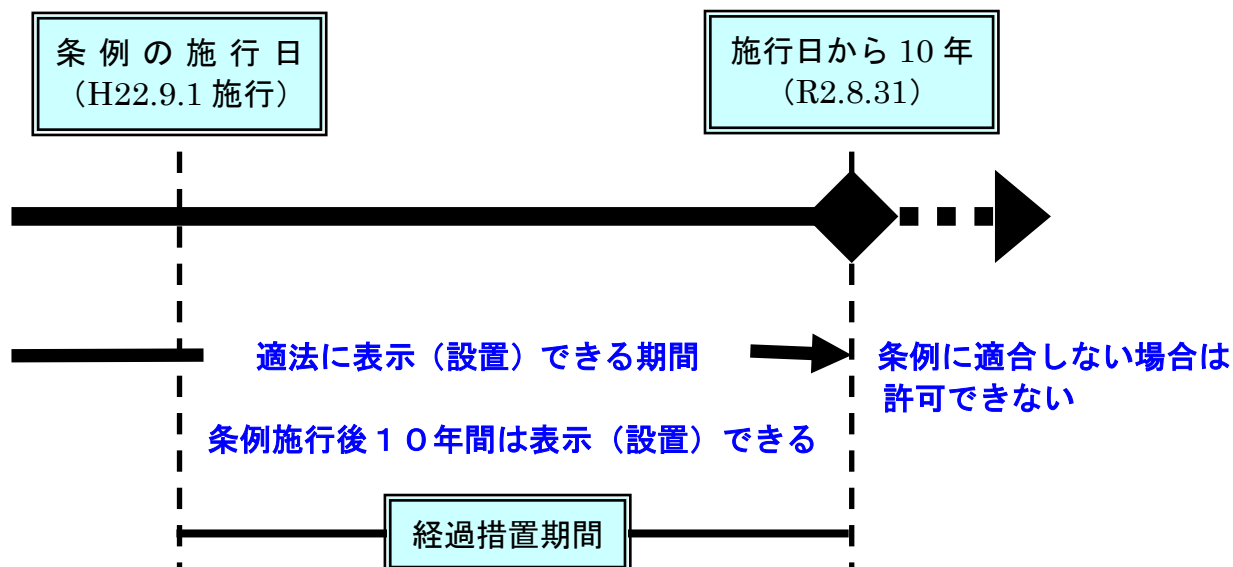
許可申請の流れについて



その他

経過措置

宇治市屋外広告物条例施行前に京都府屋外広告物条例に基づいて許可を受けている屋外広告物で、新たな許可基準や禁止地域の規定に適合しない屋外広告物については、条例施行後10年間は適法に表示することができます。



※新たに重点区域や禁止区域の指定に伴い、許可基準が変わる場合、新たに経過措置を設けております。そのため、経過措置については、物件ごとに異なりますので、景観係までご相談下さい。

条例違反

宇治市屋外広告物条例に違反して表示し、又は設置された広告物等については、改修、除却等の措置を命じるとともに、違反事実の公表をすることがあります。

また、違反に対しては、許可を取り消すことがあります。

命令に応じない場合は、強制的に除却することが屋外広告物法で認められています。